

社員が非居住者になった場合の処理について

(給与奉行 i11 / i10 / i8 / V ERP11 / V ERP10 / V ERP8)

国内に居住している社員が非居住者になった場合は、非居住者になる前までに支給している給与（賞与）に対して年末調整を行います。

また、国内に居を構えていない社員に対して、国内での労働の対価として給料が支払われる場合には、社員情報の変更が必要です。

次ページより、給与奉行シリーズにおける社員が非居住者になった場合の処理についてご紹介します。

年末調整に関する一般的なご質問・ご相談は、所轄の国税局電話相談センターにお問い合わせください。
[税についての相談窓口（国税庁ホームページ）](#)

◆非居住者になる前までの給与(賞与)で年末調整処理を行います

- ① [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューを選択します。[年末調整処理 - 条件設定]画面で、以下を参考に処理方法と年末調整方法を選択して[OK]ボタンをクリックします。

処理方法

「入力・計算を同時に行う <即時計算>」を選択します。

年末調整方法

▼給与年調

非居住者になる前の最後の支払いが給与の場合に、給与で過不足税額を精算する場合に選択します。

▼賞与年調

非居住者になる前の最後の支払いが賞与の場合に、賞与で過不足税額を精算する場合に選択します。

▼単独年調

非居住者になる前の最後の支払いが給与または賞与に関わらず、過不足税額を単独で精算する場合に選択します。

年末調整処理 - 条件設定

基本設定 入力設定 付箋検索

年末調整処理年

年

OK

処理方法

入力だけを先に行う <先行入力>
12月分の給与・賞与が未処理で、先に年末調整データを入力する場合は、こちらを選択します。

入力・計算を同時に行う <即時計算>
12月分の給与・賞与が処理済で、年末調整データを入力しながら同時に計算する場合は、こちらを選択します。

年末調整方法

給与年調 年末調整による過不足税額を最後の給与で精算します。

賞与年調 年末調整による過不足税額を最後の賞与で精算します。

単独年調 年末調整による過不足税額を単独で精算します。

単独還付方法 1 給与振込

年末調整精算月 年 月

入力設定

入力順序

順序1 社員番号順

順序2 設定なし

入力条件

ページ自動切替をする

住宅借入金等の取得対

年 月 日 以降に退職した社員を含めて入力する

[社員情報登録]メニューで処理対象社員の在籍区分が「退職」になっている場合は、[入力設定]ページで「〇年〇月〇日以降に退職した社員を含めて入力する」にチェックを付けて、年月日を入力します。

キャンセル

操作説明(H)

- ② 支払った保険料や調整額がある場合や、配偶者(特別)控除、所得金額調整控除を受ける場合は、提出された申告書の内容に沿って金額を入力して[F12:登録]キーを押します。

◆非居住者になった社員に対して、国内での労働の対価として給与（賞与）を支払う場合は、以下の設定も行います

- ③ [社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの居住者区分を、「0:居住者」から「1:非居住者」に変更します。

- ④ [社員情報登録]メニューの[給与・単価]ページにある【給与情報】の課税区分は、非居住者の方の居住地図と日本との間で租税条約が締結されているかを確認し、以下のように設定をします。

▼租税条約が締結されていない場合（所得税を 20.42%で計算する場合）

給与区分	0	月給
給与支給区分	1	支給する
賞与支給区分	1	支給する
課税区分	5	非居住者
年末調整区分	0	年調不要
給与所得種別	1	給料・賞与

課税区分を「5：非居住者」に設定します。
 ※[家族・所得税]ページの居住者区分を「1：非居住者」に設定すると、自動的に「5：非居住者」に変更されています。

▼租税条約が締結されている場合（所得税が軽減又は免除される場合）

給与体系	0001	正社員用
給与区分	0	月給
給与支給区分	1	支給する
賞与支給区分	1	支給する
課税区分	6	課税不要
年末調整区分	0	年調不要
給与所得種別	1	給料・賞与

課税区分を「6：課税不要」に設定します。

- ⑤ ほかの社員と同様に、給与(賞与)処理を行います。

【参考】

○非居住者になった日(出国日の翌日)以後に支払う給与や賞与は、計算期間のうち国内勤務分に対して所得税がかかります。このため、課税区分を「5：非居住者」としていただくと、給与奉行では所得税が以下の算式・税率で計算されます。

$$\Rightarrow \text{課税支給額} \times 20.42\% = \text{源泉徴収税額}$$

○非居住者等の居住地図と日本との間で租税条約が締結されている場合には、その租税条約の定めるところにより課税が軽減又は免除され、源泉徴収が不要となる場合があります。

詳しくは最寄りの税務署にご確認ください。

※租税条約によって所得税の課税が軽減される場合の自動計算には、給与奉行は対応していません。

この場合には、課税区分を「6：課税不要」として、給与(賞与)処理では、所得税を手計算/手入力を行ってください。

○[源泉徴収票]メニューでは、居住者区分が「1：非居住者」として処理された給与(賞与)については、集計されません。

○[源泉徴収簿]メニューでは、居住者区分が「1：非居住者」として処理された給与(賞与)については、各月の明細には集計されますが、合計には含まれません。

以上